

# 2024年度 消費生活カレンダー

高校生向け



大垣商業高等学校・岐阜総合学園高等学校マルチメディア部・中京高等学校通信課程・岐阜聾学校の皆さんにカレンダーのイラストを作成していただきました！

また、「18歳で成人！かしこい消費者になるために」消費者啓発の標語募集の入選作品を各月ページに掲載しています。

# 18歳の誕生日を迎えた日から**成年**になります！

## ◆「成年」になるってどういうこと？ 民法が定める「成年」の年齢に達した人

成年年齢引き下げで **変わること・変わらないこと**

18歳からできるようになること

- ◆保護者の同意なしで契約できる
  - ・携帯電話の契約
  - ・クレジットカードをつくる
  - ・一人暮らしのためのアパートを借りる
  - ・ローンを組んで車を買う

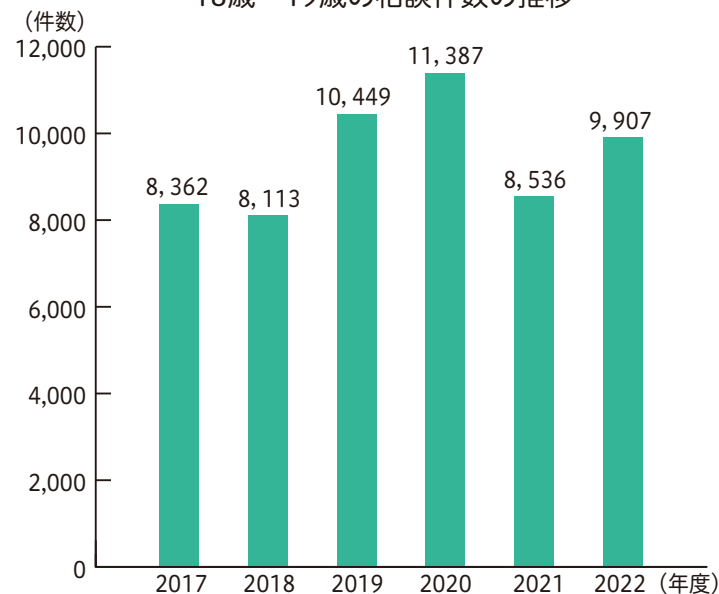


20歳からできるようになること  
(これまでと変わらないこと)

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇などの公営ギャンブル など



図 PIO-NET<sup>(注)</sup>における契約当事者が18歳・19歳の相談件数の推移



(注) PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) より

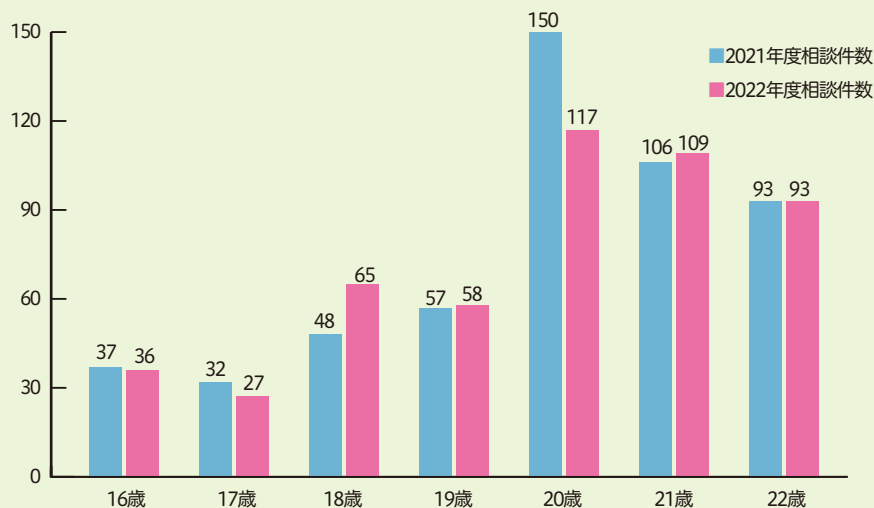
### 「18歳成年」から1年、消費者トラブル相談増加

成年年齢が18歳に引き下げられてから1年以上が経過しました。

- ・18歳と19歳が契約者となっていた相談は全国で9,907件で、前年度と比べて1,300件以上増加しています。
- ・成年年齢が、2022年4月から18歳に引き下げられ、保護者の同意なしに様々な契約ができるようになった一方で、未成年であれば原則、あとから契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が使えなくなります。

# ◆「成年」となるとどうなるの？ 「成年」となると**悪質商法のターゲット**に！

成年年齢前後の若者が契約当事者の相談件数（岐阜県内窓口受付分）

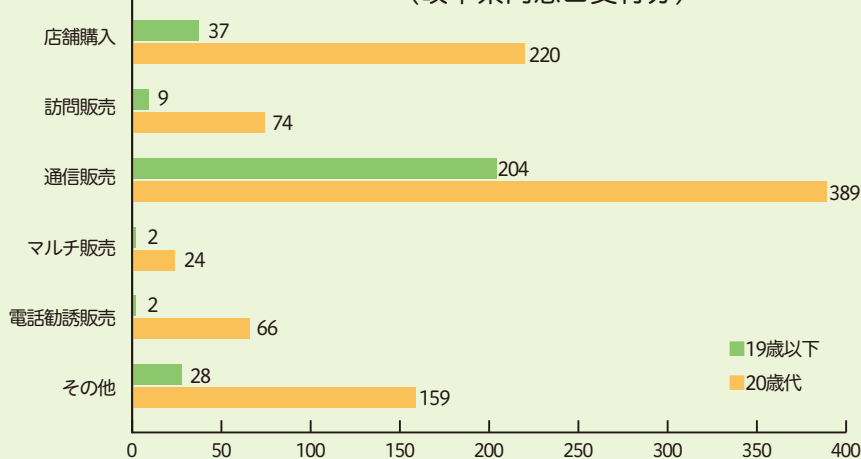


悪質事業者は、社会経験が浅く、契約を取り消せない「新成人」を狙います。

成年年齢前後の消費生活相談件数を年齢別に見ると、20歳代は、相対的に相談件数が多いが、18歳新成人の相談件数が増加した。

## ◆みんなはどんなトラブルにあってるの？

2022年度 販売購入形態別相談件数  
(岐阜県内窓口受付分)



2022年度 契約者が16歳～18歳の相談内容・件数【商品・サービス別】  
(岐阜県内窓口受付分)

	商品・サービス	件数
1位	インターネット通販の定期購入トラブル（美容液・脱毛クリームなど）	15件
2位	インターネット通販の定期購入トラブル（健康食品など）	13件
2位	理美容トラブル（脱毛エステなど）	13件

- ・通信販売に関する相談がダントツに多い！
- ・20歳代で店舗購入の相談が多い！
- ・20歳代になる電話勧誘販売の相談が増える！

## 身につけよう 断る力が 身を守る



### こんなトラブルに気を付けて

SNS広告で「顔と全身の脱毛が150円で2回カウンセリングが受けられる」というキャンペーンがあると知り、受けに行った。そこでは、全身の脱毛のコースと美顔器の購入を勧められ、断れずに契約をしてしまった。金額は、250,000円と高いので直ちにクーリング・オフをしたい。

(2022年度 岐阜県の事例を参照)

### POINT

- クーリング・オフの仕方を理解しているか。
- 美顔器については、契約を取りやめる意思が明確であれば、受取拒否をすること。

### アドバイス

- 契約書を確認し、クーリング・オフの書き方を確認し、簡易書留で郵送すること。
- その後、エステ店に電話連絡し、クーリング・オフをする旨を知らせる。
- 美顔器が届いたときは、受取を拒否すること。
- 口座登録をしていないので、信販会社への連絡は必要ありません。

2024		3		March		
日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

2024(令和6年)

4月

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 昭和の日	30	1	2	3	4

消費者ホットライン

☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2024		6		June		
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

2024(令和6年)

5月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

# 初回無料 あまい言葉に つられない



## こんなトラブルに気を付けて

未成年のころ、友達に勧められ、初回は無料といわれ美容液の登録をし、すぐに解約をしたが、代金未納だとする請求書が届いた。私は本日が誕生日で成年となるが、昨日までは未成年であったので、未成年者契約の取り消しを主張したところ、キャンセルはできないと断られた。今月末までに2,415円支払うようにと言われたが、納得できない。

(2022年度 岐阜県の事例を参照)

## POINT

- 友人からの勧めで、初回無料であるというだけで登録した。そこでこの契約がどのような契約であるかを本人は理解していなかった。
- 未成年者取消権において取り消すことができない場合があることを理解していること。

## アドバイス

- 友達の口伝えではなく、しっかり契約内容を見て理解しておくこと。
- 今回の請求額が小遣いの範囲内であるので未成年者取消法では適用できないため、支払わねばならない。

2024	5	May				
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

2024(令和6年)

6月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	1	2	3	4	5	6

消費者ホットライン

☎188

(いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2024	8	August				
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2024(令和6年)

7月

日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 海の日	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

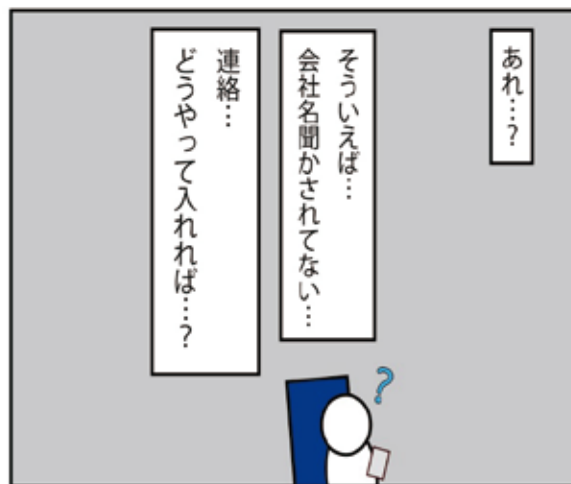
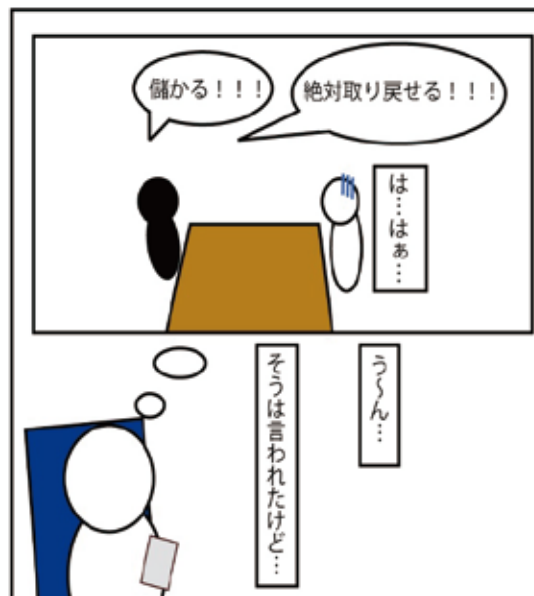
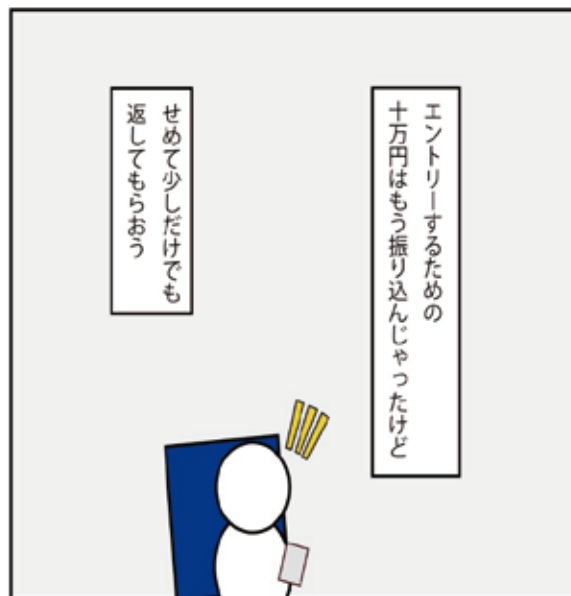
県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

# 疑おう うまい話には 裏がある

もしかして…騙された…？



## こんなトラブルに気を付けて

SNSで副業を探し、相手に連絡をとった。一度会って説明したいと言われ隣県で会った。今月末には6万円から7万円儲かるようにサポートするから、10万円のエントリー料を支払った。10万円は、すぐに元で回収できるからと言われていた。しかし、転売や出会い系のやり方を少し教えてもらっただけで、後は自分で考えて行ってくださいと言われて。騙されたのでやめて、返金してもらいたい。相手は事業をしているようだが会社名は聞いていない。(2020年度 岐阜県の事例を参照)

## POINT

- 出会ったときに、相手がどこの誰であるかを明確にしてから契約をする必要がある。
- 一度会って、お金を請求され、即振り込まねばならないという状況を「怪しい」と疑う必要がある。

## アドバイス

- この事例の相談者は、当時19歳であり、民法改正前であったため、未成年者取消をしたいと申し出ることが良い。また、同時に警察にも相談することが望ましい。
- この事例で、現行の民法ですと、成年であるので、契約は成立しています。しかし、契約の内容が不自然であるため、警察に相談することが望ましいことはかわりない。



2024	7	July				
日	月	火	水	木	金	土
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

2024(令和6年)

8月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 山の日	12 振替休日	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

消費者ホットライン

☎188(いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2024	10	October				
日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

2024(令和6年)

9月

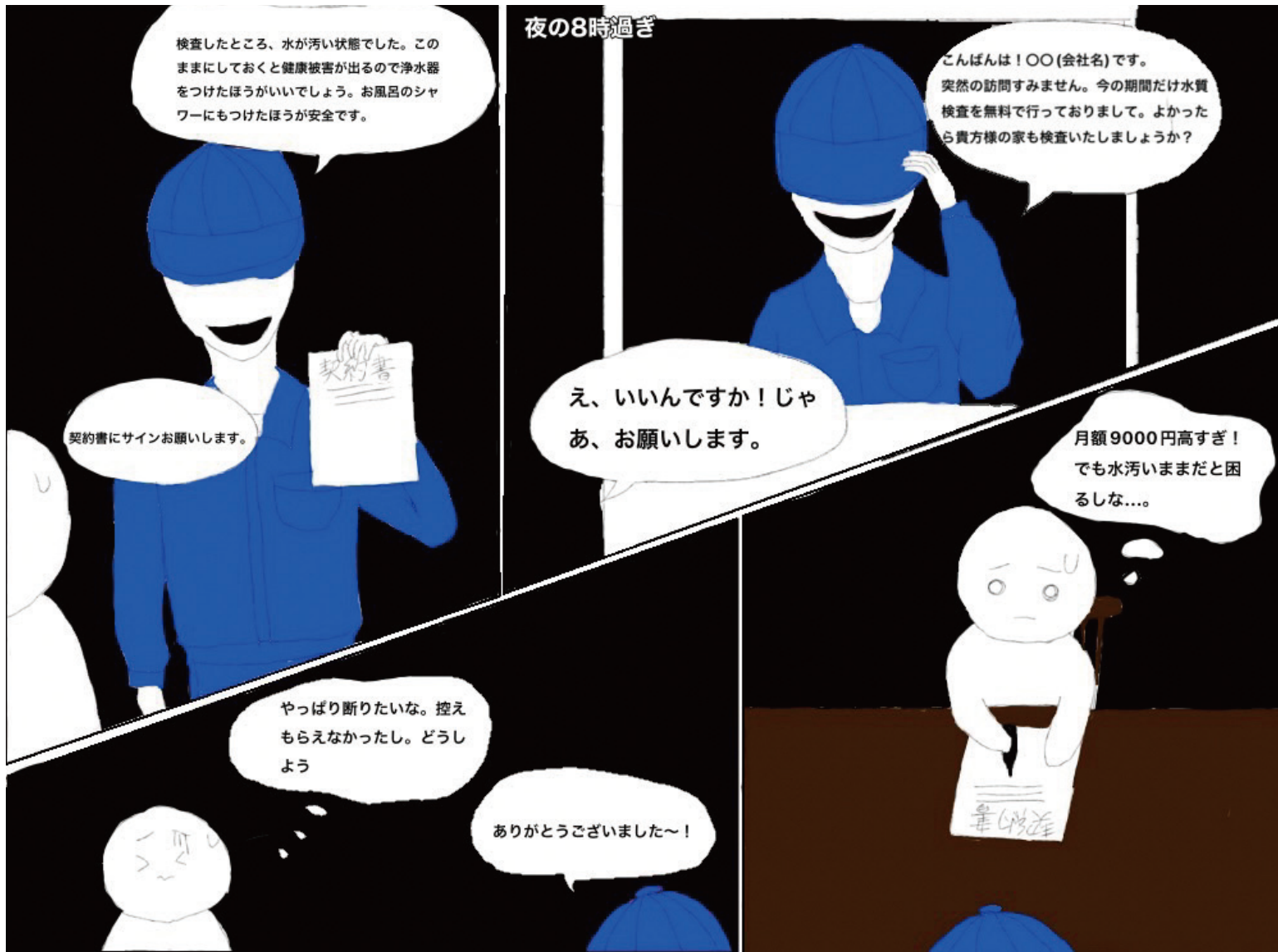
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16 敬老の日	17	18	19	20	21
22 秋分の日	23 振替休日	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

県民生活相談センター

058-277-1003

岐阜県

## 突然の 訪問販売 あなた誰？



### こんなトラブルに気を付けて

夜8時過ぎに突然業者の訪問を受け浄水器を勧誘された。水質検査を無料でいまずのと言われたので、やむなく許可した。すると水が汚れているから健康被害が出ると言われ、浄水器をつけた方がいいし、風呂のシャワーもつけた方がいい等10時近くなくても業者は帰ろうとしない。契約しないと帰ろうとしなかったもので、とうとう月額9,000円で2か所レンタルする契約をしてしまった。契約書に署名捺印をしたが、控えはもらえず、業者はデモ機をつけて帰っていった。明日、新品を取り付けに来るが断りたい。支払い方法は明日決める予定だったが、どうしたらよいだろうか。(2022年度 岐阜県の事例を参照)

### POINT

- 訪問販売の場合、クーリング・オフがいつからスタートするかを理解している。
- デモ機を引き取らせる手続きが必要。
- 電話でクーリング・オフを了承されても通知書を発送することを理解している。

### アドバイス

- 訪問販売の場合、法定書面受領後8日間はクーリング・オフが可能である。この場合、書面を受領していないのでクーリング・オフ期間が進行していないことを理解している必要がある。
- 今日中に業者にクーリング・オフを申し出てデモ機を引き取ってもらう必要がある。
- 電話でクーリング・オフを了承されても通知書を発送するよう書き方、出し方を理解していることが大切。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

2024(令和6年)

# 10月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14 スポーツの日	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1	2

消費者ホットライン

**☎188 (いやや!)** (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

2024(令和6年)

# 11月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3 文化の日	4 振替休日	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
24	25	26	27	28	29	30

県民生活相談センター

**058-277-1003**

岐阜県

## 不当請求トラブル

# ワンクリック 嘘の請求には ご用心



### こんなトラブルに気を付けて

私のスマホを利用して弟が勝手にネット検索して、見つけたサイトで18歳以上ですかの問いに「はい」とタップすると350,000円の請求画面となりました。操作を間違えた方は電話をかけるようにと電話番号が表示されたため、電話をかけたところ年齢を聞かれた。18歳で春から大学生だと話をすると、「未成年として処理するため、請求はしない」との返答であった。本当に大丈夫か不安でならない。  
(2022年度 岐阜県の事例を参照)



### POINT

- ワンクリック詐欺の手口である。
- 画面に従い、折り返し、自分の方から連絡すると相手に情報を与えることになる。
- 18歳になったので、成年年齢となり、契約は、未成年者取消権が使えないことを認識しておく。



### アドバイス

- ワンクリックで、請求画面が表示されることによって、相手が動揺し、折り返し連絡をしてくることを狙った手口である。したがって、このような画面が出て連絡をとらないようにすること。
- もし、連絡をしてしまったら、相手に情報が伝わったので、今後、電話、メールが来ても無視して様子を見ること。
- 2022年4月から18歳になると成年になるので、契約面で成立することを忘れないようにすること。

2024							11	November						
日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2		3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16		17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30								

2024(令和6年)

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

2025							2	February						
日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1		2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	1								

2025(令和7年)

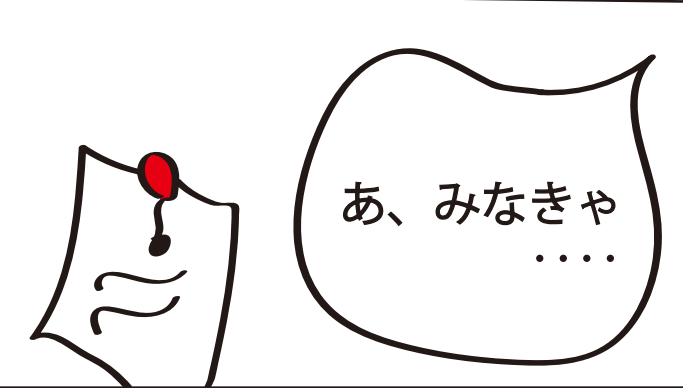
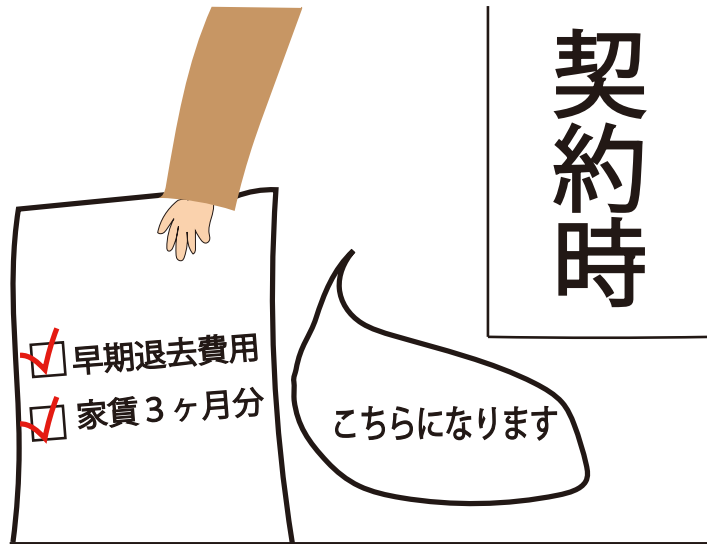
1月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 元日	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 成人の日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

県民生活相談センター 058-277-1003

岐阜県

## 賃借は 入居時記録 しっかりと



### こんなトラブルに気を付けて

今年4月初旬にアパートの契約(1カ月40,000円)をしたが、5月初旬に事情で入居しないことになり、解約することになった。その間、実家から職場に通うことも多くあり、部屋も汚していない。解約手続きのために連絡をしたところ、違約金が発生すると言われた。内訳は、原状回復代金60,000円と早期退去半年以内の場合は、家賃3か月(120,000円)の違約金が発生するという連絡を受けた。この内容は妥当なのだろうか。

(2022年度 岐阜県の事例を参照)



### POINT

- 契約書面の特約条項に原状回復代と早期契約違約金の内容について書いてあるかどうかを確認すること。
- 入居時と原状を比較できる画像等があるか。



### アドバイス

- 契約書面をよく見て、契約する必要がある。この場合、契約書面に特約条項として原状回復代金60,000円税別と明記してある。また、半年未満の解約時には、賃料3カ月分を退去時に支払うものとする記載がある。契約期間2年と成立しているので、一般的には、契約条件に従う必要がある。
- 退去時にアパート所有者は、部屋のクリーニングをして次の人に部屋を貸す。したがって、最低限のクリーニング代金は請求される。入居時の写真があれば比較して原状回復代金がどの程度必要か、交渉の余地はある。

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

# 2025(令和7年)

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 建国記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	1

消費者ホットライン

**☎188** (いやや!) (局番なし)

お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

# 2025(令和7年)

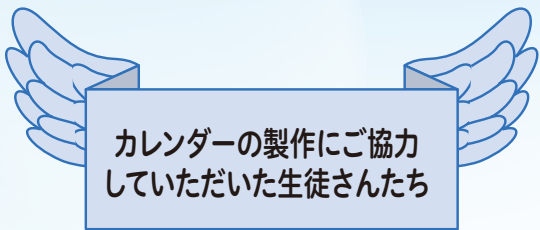
## 3月

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 春分の日	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

県民生活相談センター

**058-277-1003**

岐阜県



カレンダーの製作にご協力  
していただいた生徒さんたち

※カレンダー作成時点の学年を  
記載しています。

表紙



大垣商業高校  
3年 佐藤 美晴さん



岐阜聾学校  
2年 石川 優衣さん



岐阜総合学園高校  
1年 高橋 笑美理さん



中京高等学校通信課程  
1年 楯 千桜莉さん

4月・5月



イラスト 中京高等学校通信制課程 1年  
作者 楯 千桜莉さん

身につけよう 断る力が 身を守る

標語 岐阜県立大垣商業高等学校 2年  
作者 石崎 あんさん

6月・7月



イラスト 大垣商業高校 3年  
作者 傍島 柚月さん

初回無料  
あまい言葉に つられない

標語 岐阜県立揖斐高等学校 1年  
作者 牧村 心さん

8月・9月

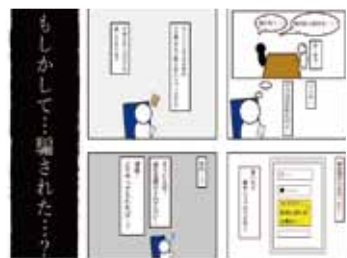


イラスト 岐阜総合学園高校 1年  
作者 栗本 二璃さん

疑おう うまい話には 裏がある

標語 岐阜県立中津商業高等学校 1年  
作者 可知 日和梨さん

10月・11月



イラスト 中京高等学校通信制課程 1年  
作者 楯 千桜莉さん

突然の 訪問販売 あなた誰？

標語 岐阜県立中津商業高等学校 3年  
作者 田口 紗羽さん

12月・1月



イラスト 岐阜聾学校 3年  
作者 長屋 舞桜さん

ワンクリック  
嘘の請求には ご用心

標語 岐阜県立中津商業高等学校 1年  
作者 伊東 大駕さん

2月・3月



イラスト 大垣商業高校 3年  
作者 栗田 さくらさん

賃借は 入居時記録 しっかりと

標語 岐阜県立中津商業高等学校 3年  
作者 古田 太地さん

消費者ホットライン

お住まいの市町村または県の消費  
生活相談窓口につながります。

☎(局番なし) 188番 (いやや!)

岐阜県県民生活相談センター

☎058-277-1003

発行/〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県環境生活部県民生活課

TEL:058-272-8204 FAX:058-278-2889

